議案第65号

八幡浜市建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例の制定について標記条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市建設残土処理場管理条例(平成23年条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同 表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。						
改正後			改正前			
(名称及び位置) 第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりと する。			(名称及び位置) 第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりと する。			
名 称 位 置 八幡浜市第一建設 八幡浜市川之内5番耕地 残土処理場 309番地外 八幡浜市第二建設 八幡浜市川之内4番耕地 残土処理場 383番地外		-	名称 八幡浜市建設残土処理場 位置 八幡浜市川之内5番耕地309番地外			
別表(第5条関係)		車種別1台	力リ	表(第5条関係)	1. 答 出 片	計算単位
施設別	車種別	当りの単価	╽╽	車種別	計算単位	当りの使用料
八幡浜市 第一建設残土 処理場	2トン車	930円		2トン車	1 台	930円
	4トン車	1,850円		4トン車	1台	1,850円
	10トン車	4,630円		10トン車	1台	4,630円
八幡浜市	2トン車	1,300円				

附則

第二建設残土

処理場

4トン車

10トン車

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2,700円

6,800円

提案理由

愛媛県が施行する道路改築事業(一般国道197号地域高規格道路「大洲・ 八幡浜自動車道」)における建設残土を八幡浜市第二建設残土処理場で受け入 れるため。